浜田市で結婚したらどちらかが受け取れる!? ※ただし、対象要件を全て満たす必要があります。 ※ただし、いずれも予算に限りがあります。



浜田市では、新規に婚姻した世帯等に対し、婚姻に伴う経済的な負担を軽減することにより、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、結婚新生活支援事業補助金又は結婚新生活応援金を給付します。

# 結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の住居費や引越費用を補助します。

1世帯当たり

夫婦共に 29 歳以下の場合

夫婦共に 39 歳以下の場合

上限 🖯 🕖 万円 🖰

'上限30万円

OR

# 結婚新生活応援金

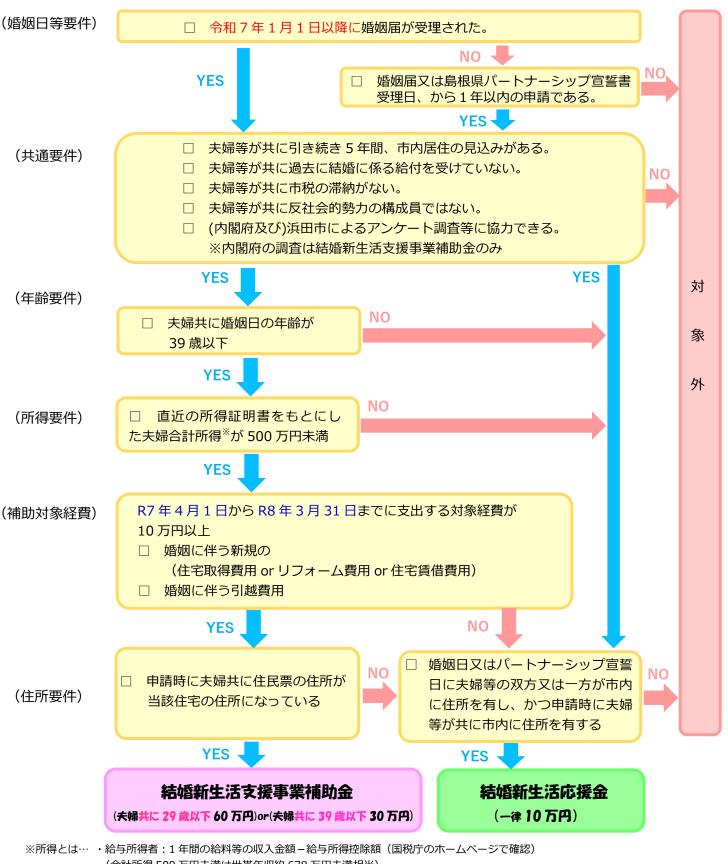
新婚世帯等へ結婚新生活応援金を支給します。

1世帯当たり

一律 10 万円

問合せ先 浜田市 地域政策部 定住関係人口推進課 〒697-8501 浜田市殿町 1番地(本庁舎 4階) TEL 0855-25-9511 FAX 0855-23-4040 E-mail teiju@city.hamada.lg.jp

### 1.対象要件の確認



(合計所得 500 万円未満は世帯年収約 678 万円未満相当) ・自営業の方:1年間の売上金額 – 必要経費

(貸与型奨学金の返済をしている場合は、夫婦合計所得から返済額を差し引くことができます。)

# ※所得の確認については、事前に定住関係人口推進課にてご相談ください。

【相談に持参いただきたいもの】

- ・ 令和6年の源泉徴収票又は確定申告書(令和7年4月、5月申請の場合は令和5年分)
- ・令和6年1月~12月の奨学金返還証明書又は返済額がわかる書類の写し(令和7年4月、5月申請の場合は令和5年分)
- ※交付申請の際は、所得証明書をもとに所得金額を確認しますので、所得証明書を取得いただく必要があります。

## 2. 手続きの流れ

申請を検討される方は、事前に浜田市定住関係人口推進課にてご相談ください。

対象要件等から結婚新生活支援事業補助金または結婚新生活応援金のどちらを申請できるかを確認いたします。

## 結婚新生活支援事業補助金の申請の流れ

### STEP1 交付申請

<mark>令和 8 年 2 月 28 日まで</mark>に結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び 下記の必要書類を浜田市定住関係人口推進課へ提出してください。

\*令和8年3月1日以降は、認定申請となります。

#### STEP1 【必須】

交付申請 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本等の

写し※婚姻届提出後、発行までにはお時間がかかります。 □ 夫婦それぞれの所得証明書

【貸与型奨学金の返済をしている場合】

□ 奨学金返還証明書又は返済額がわかる書類の 写し

【住宅を取得した場合】

□ 物件の売買契約書又は工事請負契約書、 領収書、引き渡し証明書

#### 【住宅をリフォームした場合】

□ 物件の丁事請負契約書又は請書

【住宅を賃借した場合】

- 物件の賃貸借契約書
- □ 住宅手当支給証明書(様式第2号)又は 給与明細
- □ 無職の場合は、離職票又はこれに代わる ものの写し

【引越費用を要した場合】

□ 引越しに係る領収書の写し

STEP2 審査 交付決定 【市】

STEP3

実績報告

【申請者】

STEP4 審査

確定通知

【市】

STEP5

【申請者】

STEP2 審査・交付決定通知送付

審査の結果を市から申請者に送付します。

### STEP3 実績報告

令和8年3月31日までに結婚新生活支援事業補助金実績報告書(様式第7号)及び 領収書を浜田市定住関係人口推進課へ提出してください。

### STEP4 審査・確定通知書送付

審査の結果を市から申請者に送付します。

### STEP5 請求

交付決定通知後、結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第9号)及び通帳の口座番号 **のわかる部分の写し**を提出してください。

請求 【申請者】

STEP6

支払

【市】

STEP6 支払

申請者の口座に補助金を振り込みます。

※予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。

申請書類は浜田市ホームページ からダウンロードできます。



### 結婚新生活応援金の申請の流れ

STEP1 支給申請 請求 【申請者】

STEP1 支給申請・請求

婚姻届又は島根県パートナーシップ宣誓書受理日より 1 年以内に結婚新生活応援金支給 申請書兼請求書(様式第1号)及び下記の必要書類を浜田市定住関係人口推進課へ提出してくださ い。

婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍謄本 □ 通帳の口座番号が確認できる部分の写し 等の写し又は島根県パートナーシップ宣誓書 受領カード及び宣誓書の写しの写し

※婚姻届提出後、発行までにはお時間がかかります。

STEP2 審査

STEP2 審査・支給決定通知送付

審査の結果を市から申請者に送付します。

STEP3 支払

申請者の口座に応援金を振り込みます。

申請書類は浜田市ホームページ からダウンロードできます。



支給決定 【市】 STEP3

支払

【市】

# 3. Q&A

- Q1 再婚の場合でも対象となりますか?
  - →A1 対象になります。ただし、夫婦の一方または双方が過去に結婚に係る給付を受けたことがある場合は、 対象となりません。
- O2 結婚新生活支援事業補助金の婚姻日における年齢はどのように確認しますか?
  - 婚姻届受理証明書や戸籍謄本等により確認します。
    - ※年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。
- O3 婚姻日時点で浜田市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか?
  - →A3 対象となる場合があります。

結婚新生活支援事業補助金の申請される場合は、申請時に住民票の住所が補助対象経費に係る浜田市内 住宅の住所であれば対象となります。

結婚新生活応援金の申請をされる場合は、婚姻日に夫婦等の一方又は双方が浜田市に住民票があり、申 請時に夫婦等の双方が浜田市に住民票があれば対象となります。

- O4 結婚新生活支援事業補助金の補助対象経費はどのような費用が対象となりますか?
  - →A4 申請者が負担する、以下の費用が対象となります。

	サ色 トナンスナ の	社会はのため
	対象となるもの	対象外のもの
住宅取得費用	浜田市内住宅の購入費	土地購入代、住宅ローン手数料
住宅リフォー	浜田市内住宅のリフォーム費用	倉庫、車庫、外構の工事費用
ム費用		家電購入・設置に係る費用
住宅賃借費用	浜田市内住宅を賃借した賃料、敷金、 礼金、共益費および仲介手数料	駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新
		手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、
		家財保険料
引越費用	浜田市内住宅に引っ越した際の、引越業 者・運送業者に支払った費用	不用品の処分費用
		業者以外に依頼して引っ越した場合にかか
		った費用(友人等への謝金、レンタカー代等)

- O5 婚姻前から賃借している住宅で婚姻後も引き続き生活したいのですが、結婚新生活支援事業補助金の対象と なりますか?
  - →A5 対象となります。婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件にもう一方が入居する場合は、 婚姻を契機とした同居開始後に生じた家賃や引越費用、婚姻前から同居している場合は婚姻後に生じた 家賃が対象となる場合があります。詳しくはご相談ください。
- O6 夫婦がリフォームを行う場合、住宅の所有者である必要がありますか?
  - →A6 所有者であることは要しません。ただし、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の 住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必 要です。
- Q7 対象要件に「アンケート調査等に協力できる」とありますが、どのようなことを行うのですか? →A7 結婚に関するアンケート調査等へ協力していただきます。
- O8 結婚新生活支援事業補助金・結婚新生活応援金は所得税がかかりますか?
  - →A8 いずれも一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が 50 万円を超える場合、確定 申告をする必要があります。詳しくは税務署へお問合せください。

# 4. 申請・お問合せ先

浜田市 地域政策部 定住関係人口推進課 移住定住係(本庁舎4階) 〒697-8501 浜田市殿町 1番地

TEL 0855-25-9511 FAX 0855-23-4040 E-mail teiju@city.hamada.lg.jp

URL https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1614216426235/index.html

